

岩手県企業局管理規程第5号

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県企業局長 中里裕美

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(代決)</p> <p>第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>次長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長専決事項)</p> <p>第4条の2 室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特命参事、課長及び担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(3) 特命参事、課長及び担当課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(4) 特命参事、課長及び担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(5)～(20) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第5条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課長及び担当課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 課長及び担当課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	局長	次長	[略]	[略]			<p>(代決)</p> <p>第2条の2 決裁権者が不在のときは、第1号又は第2号の表に掲げる決裁権者の区分に従い第1順位者が代決し、決裁権者及び第1順位者が不在のときは、当該区分に従い第2順位者が代決する。</p> <p>(1) 本庁における代決</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">決裁権者</th> <th colspan="2">代決権者</th> </tr> <tr> <th>第1順位者</th> <th>第2順位者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局長</td> <td>技監又は次長</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) [略]</p> <p>(室長専決事項)</p> <p>第4条の2 室長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 特命参事、課長、<u>企画指導監、技術企画指導監</u>、担当課長及び特命課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(3) 特命参事、課長、<u>企画指導監、技術企画指導監</u>、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p> <p>(4) 特命参事、課長、<u>企画指導監、技術企画指導監</u>、担当課長及び特命課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(5)～(20) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(総括課長専決事項)</p> <p>第5条 総括課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 課長、<u>企画指導監、技術企画指導監</u>、担当課長及び特命課長の超過勤務命令及び休日勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 課長、<u>企画指導監、技術企画指導監</u>、担当課長及び特命課長の休暇その他の服務並びに職員の服務に関すること。</p>	決裁権者	代決権者		第1順位者	第2順位者	局長	技監又は次長	[略]	[略]		
決裁権者		代決権者																					
	第1順位者	第2順位者																					
局長	次長	[略]																					
[略]																							
決裁権者	代決権者																						
	第1順位者	第2順位者																					
局長	技監又は次長	[略]																					
[略]																							

<p>(6) 課長<u>及び</u>担当課長の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(7)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長等専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所及び県南施設管理所の課長<u>及び</u>上席技術専門員は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>	<p>(6) 課長、<u>企画指導監、技術企画指導監、担当課長及び特命課長</u>の旅行命令及び復命書の受理に関すること。</p> <p>(7)～(14) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(施設総合管理所及び県南施設管理所の課長専決事項)</p> <p>第10条 施設総合管理所及び県南施設管理所の課長は、施設総合管理所及び県南施設管理所の長に委任された事項並びに施設総合管理所及び県南施設管理所の長が専決できる事項のうち、軽易又は定例的な事項であらかじめ局長が指定した事項を専決することができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。